

公益社団法人茨城県農林振興公社果樹経営支援対策事業等特例業務方法書 改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>公益社団法人茨城県農林振興公社果樹経営支援対策事業等特例業務方法書</p> <p>産振第 442 号平成 24 年 10 月 15 日承認  産振第 812 号平成 26 年 3 月 31 日承認  産振第 265 号平成 26 年 6 月 30 日承認  産振第 219 号平成 27 年 7 月 8 日承認  産振第 290 号平成 28 年 6 月 9 日承認  産振第 171 号平成 29 年 5 月 15 日承認  <u>産振第 58 号平成 30 年 4 月 20 日承認</u></p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(目的) 第 1 条～ (業務運営の基本方針) 第 2 条 【略】</p> <p>(業務)</p> <p>第 3 条 公社は、定款第 4 条第 1 項に基づく事業として、果樹農業振興特別措置法 (昭和 36 年法律第 15 号。以下「果振法」という。)、<u>果樹農業好循環形成総合対策実施要綱</u> (平成 13 年 4 月 11 日付け 12 生産第 2774 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。) 及び <u>果樹農業好循環形成総合対策実施要領</u> (平成 13 年 4 月 11 日付け 12 生産第 2775 号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。) に基づき、以下に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) (2) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>第 2 章 事業の実施に対する補助</p> <p>第 1 節 総則</p> <p>(補助金交付の際に附する条件) 第 4 条～ (関係機関との調整) 第 13 条 【略】</p> <p>(推進指導体制等)</p> <p>第 14 条 本事業は、産地の自主性の発現を旨として、生産者及び生産出荷団体の主体的責任を持った取組を基礎にするとともに、本対策の効果的な実施により果樹産地の構造改革に資する観点から、以</p>	<p>公益社団法人茨城県農林振興公社果樹経営支援対策事業等特例業務方法書</p> <p>産振第 442 号平成 24 年 10 月 15 日承認  産振第 812 号平成 26 年 3 月 31 日承認  産振第 265 号平成 26 年 6 月 30 日承認  産振第 219 号平成 27 年 7 月 8 日承認  産振第 290 号平成 28 年 6 月 9 日承認  産振第 171 号平成 29 年 5 月 15 日承認</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(目的) 第 1 条～ (業務運営の基本方針) 第 2 条 【略】</p> <p>(業務)</p> <p>第 3 条 公社は、定款第 4 条第 1 項に基づく事業として、果樹農業振興特別措置法 (昭和 36 年法律第 15 号。以下「果振法」という。)、<u>果樹農業好循環形成総合対策実施要綱</u> (平成 13 年 4 月 11 日付け 12 生産第 2774 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。) 及び <u>果樹農業好循環形成総合対策実施要領</u> (平成 13 年 4 月 11 日付け 12 生産第 2775 号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。) に基づき、以下に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) (2) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>第 2 章 事業の実施に対する補助</p> <p>第 1 節 総則</p> <p>(補助金交付の際に附する条件) 第 4 条～ (関係機関との調整) 第 13 条 【略】</p> <p>(推進指導体制等)</p> <p>第 14 条 本事業は、産地の自主性の発現を旨として、生産者及び生産出荷団体の主体的責任を持った取組を基礎にするとともに、本対策の効果的な実施により果樹産地の構造改革に資する観点から、以</p>

下の事項に留意して、関係者が一体となって推進するものとする。

(1) 要綱第3の1の(6)のイの都道府県段階における必要な推進体制の整備に当たっては、公社は茨城県と協力して実施計画又は実施報告の審査・確認等のための体制を整備するなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。

(2) 要綱第3の1の(6)のウの産地段階における指導に当たっては、産地協議会の構成員が協力して計画時の事前確認、実施後の事後確認その他指導、調整等を行うなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。

(3) 【略】

(4) 要領第2の1の(4)により支援対象者から点検シートの提出があった場合には生産出荷団体が、当該支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合は、産地協議会が点検シートの提出を受けるものとする。

なお、支援対象者が(5)のチェックシートを提出する場合は、当該点検シートの提出を不要とすることができる。

(5) 【略】

(6) 産地パワーアップ事業(産地パワーアップ事業実施要綱(平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依名通知)に定める事業をいう。以下同じ。)が実施されるに際し、中央果実協会は、基金管理団体(産地パワーアップ事業の基金管理団体をいう。)に対し、必要に応じて助言等を行うものとする。

また、公社は、県に対し、必要な助言等を行うように努めるものとする。

(整備事業の対象果樹園の要件) 第15条 【略】

(整備事業実施の要件)

第16条 整備事業を実施する場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1)～(9) 【略】

(10) 防霜設備・防風設備の整備については、次の全ての要件を満たしていること。

ア 【略】

イ 原則として支援対象者が果樹共済又は収入保険に加入していること。

ウ 【略】

(推進事業実施要件) 第17条～(産地協議会による事後確認) 第28条 【略】

(4年後及び8年後の産地協議会による確認)

下の事項に留意して、関係者が一体となって推進するものとする。

(1) 要綱第3の1の(6)のアの(イ)の都道府県段階における必要な推進体制の整備に当たっては、公社は茨城県と協力して実施計画又は実施報告の審査・確認等のための体制を整備するなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。

(2) 要綱第3の1の(6)のアの(ウ)の産地段階における指導に当たっては、産地協議会の構成員が協力して計画時の事前確認、実施後の事後確認その他指導、調整等を行うなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。

(3) 【略】

(4) 要領第2の1の(4)により支援対象者から点検シートの提出があった場合には生産出荷団体が、当該支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合は、産地協議会が点検シートの提出を受けるものとする。

(5) 【略】

(6) 産地パワーアップ事業(産地パワーアップ事業実施要綱(平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依名通知)に定める事業をいう。以下同じ。)が実施されるに際し、中央果実協会は、基金管理団体(産地パワーアップ事業の基金管理団体をいう。)に対し、必要な助言等を行うものとする。

また、公社は、県に対し、必要な助言等を行うように努めるものとする。

(整備事業の対象果樹園の要件) 第15条 【略】

(整備事業実施の要件)

第16条 整備事業を実施する場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1)～(9) 【略】

(10) 防霜設備・防風設備の整備については、次の全ての要件を満たしていること。

ア 【略】

イ 原則として支援対象者が果樹共済に加入していること。

ウ 【略】

(推進事業実施要件) 第17条～(産地協議会による事後確認) 第28条 【略】

(4年後及び8年後の産地協議会による確認)

第29条 産地協議会は、整備事業の実施後4年間（補植改植にあたっては植栽後4年間）に少なくとも1回及び第51条の規定に留意して整備事業実施から8年後（補植改植にあたっては植栽後8年後）に1回、前条第3号に係る確認を行うとともに、第11条第1号により実施された内容及び改植・高接、廃園、特認植栽及び新植による転換等の態様が維持されていることを確認し、様式8-1号により公社に報告するものとする。

2 前項の確認にあたっては、事業実施の内容、転換等の態様が維持されているかについて整備事業報告書との突合を行うとともに、確認時の対象果樹園の写真（日付入り）等の確認根拠書類を、4年後確認については8年後確認まで、8年後確認については確認後5年間保管するものとする。

（廃園実施後の確認）第30条～（推進事務費）第35条 【略】

（本事業の効果的な実施による産地構造改革への配慮）

第36条 公社は、産地協議会の事業計画ごとに、要領第2の1の（7）のAの規定により政策の重要度に応じて中央果実協会が定める政策の重要度の指標に係るポイント等について審査するものとする。

2 【略】

3 公社は、農地中間管理機構の活用を通じた産地の構造改革を推進する観点から、農地中間管理機構又は同機構から所有権又は貸借権を取得した担い手による取組が含まれる産地協議会の事業計画を優先的に採択するものとする。

（果樹共済及び収入保険等への加入等による果樹経営の安定化）

第37条 要領第2の1の（6）の規定により事業実施者が本事業を実施するに当たっては、近年、気象災害が増加していること等にかんがみ、果樹共済及び収入保険、その他の農業関係の保険への加入等により果樹経営の安定化を促すものとする。

（整備事業実施果樹園の継続的・安定的利用）第38条～（支援対象者の確定報告及び補助金の交付）

第44条 【略】

（補助金の額等）

第45条 支援対象者ごとの補助金の額は、第41条第1号の改植等の園地ごとの面積に、この業務方法書別表2の3（助成単価等）に定める助成単価及び要領第2の2の（1）のイの支援対象期間の4年間（要領第2の2の（1）のイのただし書きの場合にあつては、改植等の後に農地中間管理機構による保全管理が行われた年数（1年に満たない日数は、これを切り捨てて得た年数。）を減じた年数）

第29条 産地協議会は、整備事業の実施後4年間（補植改植にあたっては植栽後4年間）に少なくとも1回及び第51条の規定に留意して整備事業実施から8年後（補植改植にあたっては植栽後8年後）に1回、前条第3号に係る確認を行うとともに、第11条第1号により実施された内容及び改植・高接、廃園、特認植栽及び新植による転換等の態様が維持されていることを確認し、様式8-1号により公社に報告するものとする。

（新 設）

（廃園実施後の確認）第30条～（推進事務費）第35条 【略】

（本事業の効果的な実施による産地構造改革への配慮）

第36条 公社は、第18条1号の事業計画ごとに、政策の重要度に応じて中央果実協会が定める政策の重要度の指標に係るポイント等について審査するものとする。

2 【略】

3 中央果実協会から、農地中間管理機構の活用を通じた産地の構造改革を推進する観点から、農地中間管理機構又は同機構から所有権又は貸借権を取得した担い手による取組が含まれる産地協議会の事業計画に優先的に採択配分があった場合には、このことを考慮して配分するものとする。

（果樹共済への加入等による果樹経営の安定化）

第37条 本事業の実施に当たっては、近年、気象災害が増加していること等にかんがみ、果樹共済への加入等により果樹経営の安定化に努めるものとする。

（整備事業実施果樹園の継続的・安定的利用）第38条～（支援対象者の確定報告及び補助金の交付）

第44条 【略】

（補助金の額等）

第45条 支援対象者ごとの補助金の額は、第41条第1号の改植等の園地ごとの面積に、この業務方法書別表2の3（助成単価等）に定める助成単価及び要領第2の2の（1）のイの支援対象期間の4年間（要領第2の2の（1）のイの場合にあつては、改植等の後に農地中間管理機構による保全管理が行われた年数（1年に満たない日数は、これを切り捨てて得た年数。）を減じた年数）を乗じて得

を乗じて得た額を合計した額とし、当該額を支援対象者に一括して交付するものとする。

(補助金交付事務の委任) 第46条～(準用) 第54条 【略】

(各種施策との連携)

第55条 担い手の不足や高齢化など、生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性を向上させるため、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業の実施に当たっては産地計画を策定した協議会及び生産出荷団体等は、先進技術の導入など科学技術イノベーションに資する取組の導入に努めるものとする。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、知事の承認のあった日から施行し、平成30年4月1日から施行する。
- 2 要領第9の1の規定に基づき、対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、平成30年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成30年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。

た額を合計した額とし、当該額を支援対象者に一括して交付するものとする。

(補助金交付事務の委任) 第46条～(準用) 第54条 【略】

(新 設)

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、知事の承認のあった日から施行し、平成29年4月1日から施行する。
- 2 要領第9の1の規定に基づき、対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、平成29年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成29年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。

別表1 (果樹経営支援対策事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 整備事業 (1) 優良品目・ 品種への転 換 ア 改植	<p>(7) ~ (i) a~d 【略】</p> <p>e <u>次の(a)又は(b)のいずれかの場合であつては、次の額をa、b、cの額にそれぞれ加算する。ただし、(a)又は(b)の取組を重複して実施する場合であっても、加算の上限は2万円/10アールとする。</u></p> <p style="text-align: center;">定額 2万円/10アール</p> <p><u>(a) 農地中間管理機構又は農地中間管理機構と同様な活動を行っている者と会社が認めた者が行う改植であつて、一定の要件を満たす場合</u></p> <p><u>(b) 農地を集積し急傾斜地から平地等に移動して行う改植であつて、一定の要件を満たす場合</u></p> <p>f ~ g (7) ~ (i) 【略】</p> <p>(7) 改植単価の加算の要件</p> <p><u>a (i)のeの(a)の一定の要件を満たす場合と、農地中間管理機構が産地協議会に参画し又は参画の予定があつて、果樹園地の集約化等の取組を行つており、かつ、次のいずれかに該当する場合とする。</u></p> <p><u>(a) 2号遊休農地又は管理不良園地であつて、改植に伴い追加的な土壌土層改良の経費が嵩む場合</u></p> <p><u>(b) 中央果実協会が以下の場合に該当すると認めた場合</u></p> <p>① 改植に伴い軽微な園地の改変等が必要な園地であつた、追加的な土壌土層改良等の経費が必要な場合</p> <p>② 産地協議会と農地中間管理機構との間で、同機構を活用して受け手の担い手が後継者のいない高齢者から園地を借り受ける取り決めがあらかじめなされている園地であつて、追加的な土壌土層改良の経費が必要な場合</p> <p><u>b (i)のeの(b)の一定の要件を満たす場合とは、地域の平均的な園地に比べ、傾斜、狭小等の地形的な理由により作業効率が悪い園地について、労働</u></p>

別表1 (果樹経営支援対策事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 整備事業 (1) 優良品目・ 品種への転 換 ア 改植	<p>(7) ~ (i) a~d 【略】</p> <p>e <u>農地中間管理機構又は農地中間管理機構と同様な活動を行っている者と中央果実協会が認めた者が行う改植にあつて、一定の要件を満たす場合にあつては、次の額をa、b、cの額にそれぞれ加算する。</u></p> <p style="text-align: center;">定額 2万円/10アール</p> <p>f ~ g (7) ~ (i) 【略】</p> <p>(7) 改植単価の加算の要件</p> <p>(i)のeの一定の要件を満たす場合と、農地中間管理機構が産地協議会に参画し又は参画の予定があつて、果樹園地の集約化等の取組を行つており、かつ、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p><u>a 2号遊休農地又は管理不良園地であつて、改植に伴い追加的な土壌土層改良の経費が嵩む場合</u></p> <p><u>b 中央果実協会が以下の場合に該当すると認めた場合</u></p> <p><u>(a) 改植に伴い軽微な園地の改変等が必要な園地であつた、追加的な土壌土層改良等の経費が必要な場合</u></p> <p><u>(b) 産地協議会と農地中間管理機構との間で、同機構を活用して受け手の担い手が後継者のいない高齢者から園地を借り受ける取り決めがあらかじめなされている園地であつて、追加的な土壌土層改良の経費が必要な場合</u></p> <p>(新 設)</p>

	<p><u>生産性の向上が見込まれる集約された園地への移動を行うものであって、かつ、以下の要件を全て満たす場合とする。</u></p> <p><u>(a) 50アール以上のまとまった農地に移動すること</u></p> <p><u>(b) 改植8年後までに①かつ②の目標を達成すること</u></p> <p>① <u>移動後の園地の10アール当たりの労働時間を産地の平均より10%以上縮減すること</u></p> <p>② <u>移動後の園地の10アール当たり販売額又は所得額を、移動前の園地に比べ10%以上増加すること</u></p> <p><u>(c) 次のいずれかに該当すること</u></p> <p>① <u>2号遊休農地又は管理不良園地であった、改植に伴い土壌土層改良の経費が高む場合</u></p> <p>② <u>改植に伴い軽微な園地の改変等が必要な園地であって、追加的な土壌土層改良等の経費が必要な場合</u></p> <p>(f) (i)の<u>a</u>の柱書きの要件を満たし、かつ、(i)の<u>a</u>の(b)の②を満たす場合であって、農地中間管理機構が実施するより効率的である等合理的な理由があると、中央果実協会が認めた場合には、担い手が行う改植について、(i)のeの<u>(a)</u>の規定を準用する。</p> <p>(g) (i)の<u>a</u>及び (f) の場合における改植の実施面積は、担い手に園地を集約・集約化するには、概ね5アール以上、新規就農者に園地を集積・集約化するには概ね10アール以上とする。</p> <p>イ 高接 【略】</p> <p>(2)～(4) ア～イ 【略】</p> <p>(5) 特認事業 ウ 業務方法書第16条の(5)の実施細則に定める場合とは、次のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(7)～(9) 【略】</p> <p><u>(e) (1)のアの(i)のbの柱書並びに(a)及び(b)の要件を満たす改植の移動先の土地と地続きの土地において、産地計画の目標面積の範囲内で改植と同一の品目・品種の新植を行う場合</u></p>		<p>(新 設)</p> <p>(h) (i)の柱書きの要件を満たし、かつ、(i)のbの(b)を満たす場合であって、農地中間管理機構が実施するより効率的である等合理的な理由があると、中央果実協会が認めた場合には、担い手が行う改植について、(i)のeの規定を準用する。</p> <p>(g) (i) 及び (f) の場合における改植の実施面積は、担い手に園地を集約・集約化するには、概ね5アール以上、新規就農者に園地を集積・集約化するには概ね10アール以上とする。</p> <p>イ 高接 【略】</p> <p>(2)～(4) ア～イ 【略】</p> <p>(5) 特認事業 ウ 業務方法書第16条の(5)の実施細則に定める場合とは、次のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(7)～(9) 【略】</p> <p>(新 設)</p>
--	--	--	---

2 推進事業	【略】
3 推進事務費	ア～ウ 【略】 次に掲げる経費 旅費～需用費 【略】 役務費 通信運搬費（郵送料、電信電話料及び運搬費等）、振込手数料（物品代 金・謝金に係るもの及び都道府県法人等が支払う補助金に係るもの） 使用料及び賃借料～光熱水料 【略】
4 支援対象者	【略】

別表2（果樹未収益期間支援事業関係） 【略】

2 推進事業	【略】
3 推進事務費	ア～ウ 【略】 次に掲げる経費 旅費～需用費 【略】 役務費 通信運搬費（郵送料、電信電話料及び運搬費等）、振込手数料（物品代 金・謝金に係るもの） 使用料及び賃借料～光熱水料 【略】
4 支援対象者	【略】

別表2（果樹未収益期間支援事業関係） 【略】

